

ハウジングサービス利用規則

〔平成26年3月31日情報環境機構長裁定〕

（目的）

第1条 この規則は、京都大学情報環境機構データセンター情報サービス利用及び利用負担金規程（平成26年3月31日情報環境機構長裁定）第12条の規定に基づき、ハウジングサービス（以下「本サービス」という。）の利用に関し必要な事項について定めるものとする。

（趣旨）

第2条 本サービスは、京都大学（以下「本学」という。）の教職員等が教育、研究その他の業務のために使用する計算機を設置及び運用するためのスペース、空調、電源並びにネットワーク（KUINS情報コンセント）の設備を提供するものである。

（サービスの種類）

第3条 本サービスの種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）ラック持込み型ハウジングサービス

利用者が所有するラックに搭載された計算機のハウジング環境を提供することをいう。

（2）オープンラック型ハウジングサービス

情報環境機構（以下「機構」という。）が用意するオープンラックを用いて、利用者の計算機のハウジング環境を提供することをいう。

（3）小規模ハウジングサービス

機構が用意するオープンラック共通利用区画に、利用者が小型機器を設置するハウジング環境を提供することをいう。

（サービスの利用者）

第4条 本サービスの利用資格を有する者は、次の各号に掲げる者とする。

（1）本学の教職員

（2）その他情報環境機構長（以下「機構長」という。）が必要と認めた者

（利用の申請及び承認）

第5条 本サービスの利用を希望する者は、ハウジングする計算機の設置環境について機構と十分な協議を行った上で、指定の様式により機構長に対して利用申請を行い、その承認を得なければならない。

（変更の届出）

第6条 利用者は、本サービスの利用内容に変更が生じた場合は、指定の様式により速やかに機構長に届け出なければならない。

(利用中止)

第7条 利用者は、本サービスの利用資格を満たさなくなる場合は、前条の変更の届出により機構長に届け出なければならない。

2 利用者が利用資格を失った場合は、サービスの利用を中止させるものとする。

(計算機)

第8条 新規又は継続利用開始時に製造年から7年を超える計算機については、原則として、本サービスを利用できないものとする。

(計算機設置部屋への入室)

第9条 計算機を設置した部屋への入室が可能な者は、事前に登録された教職員等及び利用者が指定した者とする。

2 入室時間は、原則として、本学の定める正規の勤務時間内とする。

(利用者の負担及び責任)

第10条 利用者は、計算機をデータセンターに設置又は撤去する場合、利用者の責任により手配するとともに、その経費を負担しなければならない。また、電源、ネットワーク等の設備が本サービスの標準的な設定では不足する場合、必要な工事（撤去を含む。）の経費を負担するものとする。

2 設置した計算機のハードウェア、ソフトウェア、データ等の運用及び保守は、利用者の責任により行うものとする。また、計算機の鍵（ラック持込み型の場合は、ラックの鍵を含む。）の設置及び管理は、利用者の責任により行うものとする。

3 計画停電時の計算機の停止、再起動等の対応は、利用者の責任において行うものとする。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、本サービスの利用に関し必要な事項は機構長が定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月24日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年2月1日から施行する。